

日常生活自立支援事業とは？

預貯金の出し入れ？

公共料金？

福祉サービスって
どうしたら使える
んだろう？



認知症高齢者、知的障がいや精神障がい者等のうちで、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域や家において自立した生活が送れるよう、利用者の契約に基づいて地域の社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助を行うものです。

主なサービスの内容

【福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします】

- 利用者が使いたいと希望されている福祉サービスがどのような内容のサービスか説明します。
- 「福祉サービスを利用するだけでなく、利用をやめるために必要な手続き」や「利用している福祉サービスについての苦情を解決するための制度等」を利用者に分かりやすく伝え、利用者の意思決定を助けます。



【毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします】

- 福祉サービスの利用料や生活費、おこづかいなどの日常生活に必要なお金(おおむね50万円以内)の出し入れ、公共料金、税金、医療費などの支払いをお手伝いします。
- 利用者から通帳をお預かりし、社会福祉協議会が「代理人」となって、払戻し・解約・預け入れの手続きを行います。



【大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします】

- 預貯金通帳、印鑑、権利証、年金証書など大事な書類を預かります。
- 日常的な金銭管理に使う通帳以外は、金融機関の貸金庫を利用して預かります。



どんな人が利用できるの？



- 自分一人で契約などの判断をすることが不安な方や日常的なお金の管理に困っている方などが利用できます。

●日常生活自立支援事業と成年後見制度は、ともに高年齢による認知症や障がいにより判断能力が不十分な方の暮らしを支える制度です。

よく似た特性を持つ2つの制度。どちらを利用すべきか悩む方もいると思いますので、2つの制度の違いを簡単にまとめました。

	日常生活自立支援事業	法定後見制度
利用	社会福祉協議会と契約して利用するサービス (<u>契約の意味、内容を理解できることが必要</u>)	家庭裁判所の審判によるもの (<u>契約の意味、内容が理解できなくても活用可能</u>)
内容	福祉サービスの利用援助、書類預かり、 日常の金銭管理など	身上監護、財産管理を行う。判断能力の程度に応じて、後見人等の権限によって契約行為の代理や取消ができる
期間	本人の意思でサービスを終了できる	判断能力の回復がない限り、亡くなるまで制度を活用することになる
料金	実施主体によって利用料が決まっている (秋田県の場合、1時間につき、1000円、 30分ごとに500円が加算される)	本人の財産、後見人の業務の内容によって後見人の報酬は家庭裁判所が決定する

社会福祉協議会



自己決定に基づき
日常生活をサポート

後見人



本人に代わって判断し、
利益を守るための
法律行為を行う

※本人意思を尊重した上で

日常生活自立支援事業や成年後見制度のご活用を考えている方は
下記センターにご相談ください。



編集後記

今年も残すところあと少しとなりました。コロナの影響で自粛し、自宅で過ごす時間が長くなった1年でした。終息の兆しも見え始めましたが、まだまだ油断のできない状況が続いております。来年こそは外に出かけ、趣味活動など楽しみを持って過ごせる1年になることを願います。

秋田市権利擁護センター

秋田市八橋南1-8-2

TEL:862-0102 FAX:862-8900

※相談無料

※月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)9時～17時

※R4.1.4～開設

【発行】御所野地域包括支援センターけやき

秋田市御所野下堤五丁目1番5号

電話：826-0651 (代表)

FAX：826-0652

